

第 15 章 自然保護

市内の自然を保護するとともに緑化の推進を図り、市民の良好な生活環境を確保することを目的として、昭和 52 年 4 月に「君津市自然保護及び緑化の推進に関する条例」を制定し、自然保護地区及び保存樹木等の指定や緑化に関する協定を締結している。

また、同条例に基づき指定した自然保護地区又は保存樹木等の土地所有権者等に対し、良好な環

境の確保又は美観風致の維持のため、奨励金を交付している。

1 自然保護地区の指定

郷土的又は歴史的的特色のある自然環境や良好な緑地、学術上貴重な動植物の生息地又は群落地など、その地区における自然環境を保護することが特に必要なものを自然保護地区として指定している（表 15-1）。

（表 15-1） 自然保護地区の指定状況

（令和 7 年 3 月 31 日現在）

所在地	指定年月日	指定面積	主な植物
中野 御霊神社	昭和 52 年 12 月 1 日	3,790 m ²	スギ、マツ、クスノキ、シラカシ、マテバシイ
北子安 菅原神社	昭和 53 年 7 月 1 日	4,131 m ²	ウメ、スギ、ヒノキ、ヤマザクラ、モミジ、スダジイ
南子安 子安神社	昭和 53 年 12 月 1 日	1,335 m ²	スギ、ヒノキ、ヤマザクラ
久保 大宮神社	昭和 57 年 4 月 1 日	2,107 m ²	クスノキ、シイ、ヤマモモ
山滝野	平成 6 年 4 月 1 日	1,319 m ²	カタクリ
宿原 三島神社	平成 19 年 4 月 1 日	13,537 m ²	スギ、ヒノキ、スダジイ、シラカシ、アカガシ
合計		26,219 m ²	

2 保存樹木等の指定

良好な環境の確保又は美観風致を維持するために必要があると認められる樹木又は樹林を保存樹

木として指定している。

令和7年3月末現在の保存樹木等の指定状況は表15-2のとおりで、10種20件を指定している。

(表15-2) 保存樹木等の指定状況

(令和7年3月31日現在)

所在地	指定年月日	樹木名	幹周り (m)	樹高 (m)
下湯江 法巖寺	昭和52年12月1日	イチヨウ	3.8	22.10
奥米	昭和52年12月1日	スダジイ	8.6	14.00
山本 円明院	昭和52年12月1日	カヤ	5.40	21.30
大坂 岩田寺	昭和55年4月1日	イヌマキ	3.30	9.60
久保 大宮神社	昭和57年4月1日	スダジイ	3.30	8.00
黄和田畑 春日神社	昭和62年4月1日	スギ	6.10	44.20
久留里大谷 八坂神社	平成2年4月1日	ケヤキ	6.00	23.70
戸崎	平成2年4月1日	スダジイ	6.30	18.70
山滝野	平成3年4月1日	マテバシイ	2.50	8.20
坂畑	平成5年4月1日	ケヤキ	3.40	26.60
坂畑	平成5年4月1日	ケヤキ	3.10	21.50
辻森	平成9年4月1日	ツバキ	2.10	10.90
久留里市場	平成19年4月1日	イチヨウ	5.10	12.00
加名盛	平成19年4月1日	カヤ	4.00	11.60
上湯江	平成20年4月1日	ケヤキ	3.20	26.20
内箕輪	平成20年4月1日	タブノキ	3.20	17.00
三直 八雲神社	平成21年4月1日	スギ	5.20	36.00
寺沢	平成23年4月1日	ケヤキ	3.20	17.20
浜子 建暦寺	平成24年4月1日	カヤ	2.60	13.00
北子安 菅原神社	令和2年8月4日	ヤマザクラ	3.30	12.00

3 緑化協定

工場、事業所等であって公害又は災害の防止その他生活環境を維持するために必要があるときは、一定面積以上の土地を保有する土地所有者等と

協議の上、緑化に関する協定を締結している(表15-3)。令和6年度は、既存事業者2社との協定を変更したことに伴い、緑化面積が約7,165.74㎡減少した。

(表15-3) 緑化協定締結状況

(令和7年3月31日現在)

	件数	開発面積 (㎡)	緑化面積 (㎡)
君津地区	23	10,286,126.01	1,300,890.86
小糸地区	13	335,294.91	177,745.88
小櫃地区	1	26,005.00	4,500.00
上総地区	1	6,000.00	1,300.00
計	38	10,653,425.92	1,484,436.74